

県南広域振興局長告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和2年8月18日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 路線名 前沢東山線
- 2 供用開始の区間 奥州市前沢字田畠1番1地先から7番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年8月18日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部
  - (2) 期間 令和2年8月18日から同年9月18日まで